二　四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの基地局及び陸上移動中継局

イ　屋外（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。

［(1)・(2)　略］

ロ　屋内（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で四八デシベルを超える場合には、全国とする。

ハ　海域（上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。

［(1)～(3)　略］

ニ　上空を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国及び全海域とする。

三　二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの基地局及び陸上移動中継局

イ　海域（上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。

ロ　上空を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国及び全海域とする。

四　四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの陸上移動局（中継を行うものを除く。）

イ　屋外（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。

ロ　屋内（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、別表第一に掲げる地域とする。

ハ　海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全海域とする。

ニ　上空を移動範囲に含むことができない地域は、次に定める地域とする。

(1)　全国の屋外、別表第一に掲げる地域の屋内及び全海域

(2)　別表第七に掲げる空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）及び別表第八に掲げるヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の敷地

(3)　空港等及びヘリポートの着陸帯（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第六項に規定する着陸帯をいう。以下同じ。）及び進入区域（同条第七項に規定する進入区域をいう。以下同じ。）並びにそれらの外側一〇二メートル以内の地域

五　四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの陸上移動局（中継を行うものに限る。）

イ　屋外（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。

ロ　屋内（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、別表第一に定める地域並びに北海道、新潟県及び石川県の地域のうち、別表第一に定める地域以外の地域とする。

ハ　海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全海域とする。

ニ　上空を移動範囲に含むことができない地域は、全国及び全海域とする。

二　［同上］

イ　屋外（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。

［(1)・(2)　同上］

ロ　屋内（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で四八デシベルを超える場合には、全国とする。

ハ　海域を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。

［(1)～(3)　同上］

［新設］

三　二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの基地局及び陸上移動中継局の送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。

［新設］

［新設］